様式第2号(第4条関係)

一般廃棄物搬入許可書

栗原市(ク)指令第3380号
令和８年２月２７日

栗原市鶯沢南郷北沢向３番地の４
菅原産業細倉運輸株式会社
代表取締役　菅原　澄　殿

栗原市長　佐　藤　智

令和８年２月２４日付け一般廃棄物搬入許可申請について、栗原市クリーンセンター及び栗原市最終処分場条例施行規則第４条の規定により、下記のとおり許可する。

記

許可する条件

１　搬入期間　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで
２　搬 入 量　１日当たり２，０００キログラムまで
３　そ の 他
(1)　許可の区域は、栗原市全域とする。
(2)　栗原市クリーンセンター及び栗原市最終処分場条例、同条例施行規則及びその他関係する法令を遵守すること。
(3)　一般廃棄物を搬入する際には、ごみ搬入日報をその都度提出すること。
(4)　一般廃棄物搬入実績報告書を月別に作成し、翌月１０日までに栗原市クリーンセンター所長あて提出すること。
(5)　一般廃棄物の搬入を行う際は、臭気及びごみの散乱等による苦情のないように注意すること。
(6)　以下の品目の搬入を禁ずる。
①　市が定める資源ごみの対象となる１１品目
(新聞紙（広告・チラシを含む。）、本・雑誌、段ボール、紙パック、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、生きびん、その他のびん、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装)
②　家電リサイクル法の対象となる製品
(テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及びエアコン)
③　発泡スチロール、ビニール類
④　資源有効利用促進法で定めるパソコン(購入時の標準添付品を含む。)
(7)　従事者に対して、本許可に関する教育を十分に行うこと。
(8)　この申請に基づき許可した事業所以外の一般廃棄物の搬入及び栗原市以外の事業所の一般廃棄物との混載は、これを禁ずる。
(9)　これらに違反した場合は、許可の取消しをする場合もある。なお、一般廃棄物収集運搬業の許可を失った場合は、許可を取消す。
(10)　引き続き当該施設を利用する場合は、許可期間終了１箇月前まで申請すること。